

## 第 10 期焼津市高齢者保健福祉計画・第 9 期焼津市介護保険事業計画策定業務委託 仕様書

### 1. 業務名

第 10 期焼津市高齢者保健福祉計画・第 9 期焼津市介護保険事業計画策定業務委託

### 2. 委託業務の目的

本業務は、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定により、高齢者等を取りまく状況や意識の調査分析を踏まえて、「第 10 期焼津市高齢者保健福祉計画・第 9 期焼津市介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日までとする。

### 4. 委託業務の内容

#### (1) 現状、課題分析

高齢者保健福祉事業に関する実績結果を把握し、目標に対する達成度について分析を行い、今後の高齢者保健福祉事業における目標サービス量の設定のための基礎資料とする。なお、作成に際して、令和 4 年度に実施した各種調査結果を参考にする。

#### (2) 給付・実績分析

介護保険事業の運営について、給付分析結果を踏まえ、日常生活圏域ごとに最新データによる給付分析を行い、今後の介護保険事業における目標サービス量の設定のための基礎資料とする。

#### (3) 将来推計

本市の社会的条件等を把握し、シミュレーションを行うとともに高齢者人口・要支援者数・要介護者数・要介護認定者数・要支援認定者数・認知症高齢者数・サービス対象者数等の数値を推計する。また、実績分析を踏まえて各種サービスに関する利用見込量を推計する。

#### (4) 事業量・保険料の算出

現状分析及び課題を踏まえ、日常生活圏域ごとにサービス事業量・事業費の見込みを算出する。また、算出したサービス事業量・事業費を踏まえ、次期計画における保険料を算出する。

#### (5) 策定委員会等への出席

策定委員会等の開催（5 回以内）にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。なお、当日は受託者がオブザーバーとして出席し、会議録の作成及び討議結果をその

後の作業に反映させる。

(6) 計画素案の作成

現状分析及び課題、国県の施策動向、焼津市の上位計画・関連計画等を踏まえ、骨子案及び計画素案の作成、修正を行う。また、パブリックコメントの実施における資料作成を行う。

(7) 計画書の作成

計画素案の調整を行い、計画書及び概要版の作成を行う。

5. 成果品の納入

- (1) 計画書（本編）：A4版、180 ページ程度、表紙カラー、本文モノクロ、300 部
- (2) 計画書（概要版）：A4版、12 ページ程度、フルカラー、500 部
- (3) 打合せ記録簿：A4版、簡易製本、本文モノクロ、1 部
- (4) 会議録（全文）：A4版、簡易製本、本文モノクロ、1 部
- (5) 上記電子データ一式

6. 提出書類

受託者は本業務の契約の締結時及び成果品の納入時に次の書類を本市へ速やかに提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 研究員の配置を含めた業務工程表
- (4) 納品書
- (5) 業務完了届

7. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を進めるにあたり、本市（事務局）との協議（打合せ）を重視し、随時必要とする事項について支援するものとする。
- (3) 本業務には十分な知識及び実績を有する者を配置すること。
- (4) 他市町における先進事例の情報提供を行うこと。
- (5) 成果品の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 業務遂行上必要な資料の収集は、原則として受託者が行う。ただし、本市が所持する資料については必要に応じて貸与する。
- (7) 国県の基本方針に即するとともに、国県の施策動向が示された場合は、随時計画（案）に反映すること。
- (8) 本仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。